

# 三条民商

三条民主商工会  
 三条市興野2-16-29  
 TEL32-2710  
 FAX32-2718  
 2019年1月28日  
 2355号

## 確定申告

### 平成30年分確定申告のおもな留意点

確定申告書がそろそろ届き始めます。もうすでに計算も終わり準備万端の人、これから一年間の領収書と悪戦苦闘しながら計算する人など様々だと思います。今年の申告の計算をする上での留意点を上げておきます。

#### 今回の申告で

配偶者(特別)控除が変わります。

- ① 配偶者控除が、配偶者の合計所得金額のほか、申告する方の合計所得金額に応じて適用されることとなりました。なお、申告する方の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。
- ② 配偶者特別控除の金額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。(改正前：38万円超76万円未満)



#### 以前の申告から

医療費控除の添付書類について

平成29年分の確定申告から、医療費控除の適用を受ける場合、『医療費控除の明細書』『セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は』『セルフメディケーション税制の明細書』の添付が必要となりました。医療費等の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限から5年間、税務署から領収書(医療費通知に係るものを除きます。)の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書は、自宅で保存する必要があります。

※平成31年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

#### □ 生命保険料控除の見直し

一般・年金・介護医療に区分され控除額12万円に

#### □ 復興特別所得税が徴収されています。

所得税の2.1%(所得税が0円の人は徴収されません)

#### □ 簡易課税制度のみなし仕入率が改正されています。

#### 仲間を助ける

申告で困っている人はいませんか？みなさんのまわりの業者や知り合いなど声をかけて民商を紹介していただければ幸いです。

消費税増税で 販売は大混乱

インボイス

消費税率10%への増税が予定されています。引き上げるかどうかの判断はこの春にも行われます。増税阻止には世論の増税反対の声を大きくすることが不可欠です。

2019年10月、消費税が10%に引き上げられれば、世論の反対が予想以上に強くなり、増税の進捗が遅れる可能性があります。また、増税による価格転嫁が口実になり、インボイスの導入に反対する事業者も出てくる可能性があります。インボイスは、取引先を選び、事業者を相互に認め、増税の負担を軽減する効果があるため、導入を促すことが重要です。

☆今年10月に消費税10%への増税が予定されています。引き上げるかどうかの判断はこの春にも行われます。増税阻止には世論の増税反対の声を大きくすることが不可欠です。  
 「10%ストップ！ネットワーク署名」へのご協力をお願いします。

### ■労働保険加入者のみなさんへ

労働保険料第三期分の納付期限です！  
 ☆労働保険料の第三期分の口座引き落としは1月31日です。  
 □座残高の確認をお願いします。  
 現金納付の方も早めの納入をお願いします。



☆さかえ豆 入荷しました！

毎年好評の「さかえ豆」が入荷しました。今年採れた青豆で作った豆菓子です。茶菓子、お酒のおつまみにどうぞ！

砂糖味 各1袋 250円  
 塩味

加茂支部のお知らせ

加茂事務所 052-888-1111

### 加茂支部事務所は

- 1月31日(木)午後1時30～3時 3時より新聞配達
  - 2月7日(木)午後1時30～3時 3時より新聞配達
  - 2月14日(木)午後1時30～3時 3時より新聞配達
- 急な場合は、三条民商(32-2710)  
 または役員までご連絡下さい。